

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高松市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県高松市長

## 公表日

令和2年10月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5									
システム2									
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。) ※標準システムは、香川県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。								
②システムの機能	<p>1 資格管理業務</p> <p>(1)被保険者証の即時交付申請 市町の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市町の窓口端末へ配信する。 市町の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> <p>(2)住民基本台帳等の取得 市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>(3)被保険者資格の異動 (2)により市町の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町の窓口端末へ配信する。</p> <p>2 賦課・収納業務</p> <p>(1)保険料賦課 市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町の窓口端末へ配信する。</p> <p>(2)保険料収納管理 市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>3 給付業務 市町の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市町の窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市町の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市町の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
後期高齢者医療情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の59項 平成26年内閣府・総務省令第5号(番号法別表第1主務省令)第46条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	国保・高齢者医療課
②所属長の役職名	国保・高齢者医療課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき広域連合の認定を受けた者)</li> <li>・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者</li> <li>・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者</li> </ul> ※高確法第50条から第55条の規定に基づく被保険者
その必要性	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び医療給付のため、被保険者の世帯構成・所得情報等を把握する必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報:対象者を特定するために必要</li> <li>・連絡先等情報:被保険者の資格管理及び通知・照会のために必要</li> <li>・地方税関係情報:一部負担金の判定、保険料賦課にあたり、広域連合に提供するために必要</li> <li>・医療保険関係情報:被保険者の資格管理のために必要</li> <li>・介護保険関係情報:保険料の特別徴収を行うために必要</li> <li>・年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月6日
⑥事務担当部署	国保・高齢者医療課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 広域イーサネット )								
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び一部負担金の判定のため								
④使用の主体	使用部署	国保・高齢者医療課							
	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格管理に必要な住民基本台帳情報等を入手し、広域連合へ提供、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。</li> <li>・保険料賦課・一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合へ提供する。</li> <li>・保険料の特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</li> <li>・広域連合から提供される賦課情報を管理し、被保険者に通知する。</li> <li>・保険料の期割・収納・滞納情報を管理し、広域連合へ提供する。</li> </ul>								
	情報の突合	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日	平成27年11月6日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	後期高齢者医療システム全般のシステム運用	
①委託内容	システムの運用管理、一括処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社四国支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。
	⑥再委託事項	システムの運用管理、一括処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ○ ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

<b>移転先1</b>	香川県後期高齢者医療広域連合								
<b>①法令上の根拠</b>	<p> <b>【住民基本台帳情報】</b>            ・高確法第48条、第54条第1項、第10項  <b>【住民基本台帳情報以外の情報】</b>            ・高確法第48条、第54条第1項、第138条         </p> <p>           市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が香川県後期高齢者医療広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。         </p>								
<b>②移転先における用途</b>	被保険者資格の管理(高確法第50条等)、一部負担割合の判定(高確法第67条等)や保険料の賦課(高確法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。								
<b>③移転する情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務</li> <li>・被保険者資格に関する届出: 転入時等に本市窓口において、被保険者となる市民より入手した届出情報</li> <li>・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている市民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)</li> <li>・住民登録外登録情報: 年齢到達により被保険者となる市民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている市民及び世帯構成員の住民登録外登録情報(世帯単位)</li> <li>・賦課・収納業務</li> <li>・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報</li> <li>・期割情報: 本市が実施した期割保険料の情報</li> <li>・収納情報: 本市が収納及び還付充当した保険料の情報</li> <li>・滞納者情報: 本市が管理している保険料滞納者の情報</li> <li>・給付業務</li> <li>・療養費関連情報等: 本市で申請書等をもとに作成した療養費情報等</li> </ul>								
<b>④移転する情報の対象となる本人の数</b>	<p style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 1万人未満          2) 1万人以上10万人未満          3) 10万人以上100万人未満          4) 100万人以上1,000万人未満          5) 1,000万人以上       </p> <p> <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満       </p>								
<b>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき広域連合の認定を受けた者)</li> <li>・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者</li> <li>・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者</li> </ul> <p>         ※高確法第50条から第55条の規定に基づく被保険者       </p>								
<b>⑥移転方法</b>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 (広域サernet )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (広域サernet )	
<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (広域サernet )									
<b>⑦時期・頻度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務</li> <li>・被保険者資格に関する届出: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度</li> <li>・住民基本台帳情報: 個人番号の付番、通知の日(平成27年11月6日)以後に準備行為として一括で移転 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度</li> <li>・住民登録外登録情報: 個人番号の付番、通知の日(平成27年11月6日)以後に準備行為として一括で移転 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度</li> <li>・賦課・収納業務</li> <li>・所得・課税情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度</li> <li>・期割情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度</li> <li>・収納情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度</li> <li>・滞納者情報: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度</li> <li>・給付業務</li> <li>・療養費関連情報等: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度</li> </ul>								

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>本市では、後期高齢者医療情報ファイルを磁気ディスクで原本管理しており、以下に示す条件を満たすサーバー内にデータ保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室入口で入退出のチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置する。</li> <li>・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行う。</li> </ul>
7. 備考	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【住基情報】**

宛名番号、世帯番号、郵便番号、自治省コード、大字コード、町内会コード<sup>1</sup>、町内会コード<sup>2</sup>、町内会コード<sup>3</sup>、番地等、番(地)、号1、号2、枝番1、枝番2、枝番3、現住所、方書、世帯主氏名カナ、世帯主氏名漢字、世帯主氏名漢字、事実主宛名番号、電話番号、住民区分、氏名カナ、氏名漢字、旧氏名カナ、旧氏名漢字、通称名カナ、通称名漢字、性別、続柄、事実主との続柄、生年月日、本籍地自治省コード、本籍地、筆頭者氏名漢字、前住地郵便番号、前住地自治省コード、前住地、前住地地方書、転先地郵便番号、転先地自治省コード、転先地、転先地地方書、住民となった異動日、住民となった届出日、住民となった異動事由、住民となった届出区分、住所を定めた異動日、住所を定めた届出日、住所を定めた異動事由、住所を定めた届出区分、住民でなくなった異動日、住民でなくなった届出日、住民でなくなった異動事由、住民でなくなった届出区分、確定異動日、確定届出日、確定異動事由、確定届出区分、異動日、届出日、異動事由、除票区分、除票番号、登録番号、世帯区分、外登区分、甲乙区分、在留の資格、在留開始年月日、在留終了年月日、基準日コード、消除年月日、国籍、住民票表記氏名、漢字氏名、アルファベット氏名、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留期間等、在留期間等の満了の日、在留カード等の番号、個人番号、更新日、更新時刻

**【宛名送付情報】**

宛名番号、個人区分コード、送付日、世帯番号、氏名(カナ)、通称名(カナ)、氏名(漢字)、通称名(漢字)、生年月日年号コード、生年月日、性別コード、続柄、異動年月日、異動届出年月日、異動事由コード、世帯登録区分コード、住民年月日、消除年月日、現都道府県コード、現市区町村コード、現町名コード、行政区コード、現都道府県名、現市区町村名、現住所、現郵便番号、転入前都道府県コード、転入前市区町村コード、転入前都道府県名、転入前市区町村名、転入前住所、転入前郵便番号、転出先都道府県コード、転出先市区町村コード、転出先都道府県名、転出先市区町村名、転出先住所、転出先郵便番号、国籍コード、在留資格コード、在留開始年月日、在留終了年月日、市区町村作成年月日、市区町村作成時刻、個人番号、予備、更新日、更新時刻

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を検索して業務情報を入力する画面には、氏名、住所、生年月日等の個人識別情報を、宛名システムから引用して同画面上に表示する機能によって、誤った対象者に業務情報を紐付けするリスクを軽減している。</li> <li>・個人番号を確認するための画面に遷移する機能によって、個人番号を確認することが可能となっており、対象者の情報を容易に確認することができる。</li> <li>・事務の単位に入力画面が分かれており、必要以上の情報が入力されることのリスクを軽減している。</li> <li>・事務の種類別に、確認及びデータベース更新時に入力内容のエラーチェックを実施する機能によって、必要以上の情報が登録されることのリスクを軽減している。</li> <li>・市民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認を実施している。また、必要な情報のみを記載する様式としており、記載方法を十分に説明し、必要な情報以外は記載しないようにしている。</li> <li>・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。</li> </ul> <p>&lt;広域連合からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システム窓口端末における措置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインターフェイス(※2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別情報」という。)と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。</li> <li>・被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、本市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。</li> </ul> </li> </ul> <p>※1: ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>※2: ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市町の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             &lt;選択肢&gt;              1) 特に力を入れている      2) 十分である              3) 課題が残されている           </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	市で定める個人番号利用事務実施者以外(後期高齢者医療事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。</li> <li>・サーバー及び操作端末が接続するローカルエリアネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイヤウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを軽減している。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。</li> </ul> <p>&lt;標準システム窓口端末における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。</li> <li>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</li> <li>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・情報漏えい等を防ぐための適正管理</li> <li>・複写等の禁止</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・事故報告義務</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【ルール】 ・本市の個人情報保護条例により特定個人情報の目的外利用を禁止し、さらに特定個人情報の提供を制限することを定めている。 ・番号法第9条第2項及び番号法別表第1に個人番号の利用業務が定められ、移転先が制限されている。  【遵守の確認方法】 ・システム管理者は定期的に、組織体系及び職員配置と操作権限が一致しているかを確認する。 ・異動や退職による操作権限の見直しは、異動通知が発令した後に迅速にシステム管理者が実施する。 ・システム管理者は定期的に、ログインを実施した職員、時刻、操作内容の記録を確認し、不正な提供・移転が行われていないかを点検する。  <広域連合への移転> ・標準システム窓口端末における措置 ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<標準システムの保管・消去> ・標準システム窓口端末における措置 ・標準システム窓口端末に保管されるデータはない。			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
—	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高松市 総務局 コンプライアンス推進課 情報公開コーナー 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2155
②請求方法	松市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高松市 健康福祉局 国保・高齢者医療課 長寿医療係 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2315
②対応方法	問合せの内容や対応について、記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年10月9日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月16日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保・高齢者医療課長 三木 浩史	国保・高齢者医療課長 青木 清安	事後	
平成30年4月16日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保・高齢者医療課長 青木 清安	国保・高齢者医療課長 中川 昌之	事後	
平成31年3月25日	様式の変更(I-6-② 評価実施機関における担当部署 ② 所属長→所属長の役職名)	国保・高齢者医療課長 中川 昌之	国保・高齢者医療課長		様式の変更による。